平成２４年（フ）第２８１号
福岡県久留米市松ケ枝町12番地１
債務者　大野由美子
１　決定年月日時　平成25年２月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第２８６号
福岡県久留米市上津町1341番地７
債務者　正野由美子
１　決定年月日時　平成25年２月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第１３号
福岡県小郡市三沢73番地12　601号室
債務者　嶋　　聖士
１　決定年月日時　平成25年２月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第２０１号
北海道苫小牧市啓北町１丁目12番26号　ドレミ荘
債務者　小池　正明
１　決定年月日時　平成25年２月18日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第１４号
福島市立子山字小滝５番地
債務者　濱地　仁子
１　決定年月日時　平成25年２月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
福島地方裁判所

平成２５年（フ）第９号
千葉県茂原市早野1813番地　ブリアンソレイユ102
債務者　金田　守一
１　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２５年（フ）第２４号
金沢市畝田東２丁目124番地
債務者　津雲　　豊
１　決定年月日時　平成25年２月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第５７号
愛知県あま市木田申尾８番地４　マ・メゾン２番館201号
債務者　松原　　繁
１　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２７号
兵庫県西宮市上甲子園４丁目７番33号
債務者　吉田木綿子
１　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第６９号
島根県浜田市熱田町1329番地１
債務者　齋藤めぐみ
１　決定年月日時　平成25年２月18日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成２５年（フ）第３号
島根県浜田市熱田町581番地１　３―316
債務者　佐々木　薫
１　決定年月日時　平成25年２月18日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成２５年（フ）第５号
北九州市門司区上馬寄３丁目10番７号
債務者　尾田　純一
１　決定年月日時　平成25年２月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第２９号
福岡県遠賀郡岡垣町野間３丁目７番５号　野間アパート202号
債務者　朝妻　哲生
１　決定年月日時　平成25年２月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第３４号
盛岡市みたけ２丁目12番55号　メゾン・ベルトＢ―205号
債務者　畠山喜美子
１　決定年月日時　平成25年２月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第１１１号
佐賀県唐津市二タ子３丁目９番３―106号　二タ子市営住宅
債務者　黒川サオリ
１　決定年月日時　平成25年２月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２５年（フ）第１２号
富山市岩瀬入船町34番地
債務者　飯田　友一
１　決定年月日時　平成25年２月18日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５６３５号
大阪府豊中市利倉西１―２―16　ラ・イリス利倉２階210号室、住民票上の住所大阪府東大阪市西石切町７丁目６番７―703号
債務者　山口　和人
１　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部